

意見広告
[第6弾]

緊急事態条項を創設する憲法改正により、内閣は、

報道の自由を否定

し得る緊急政令を発動できる国家権力を獲得します。

緊急政令は、危険です。

1 ① 2016年2月8日の衆院予算委員会で、**高市早苗総務大臣(当時)**は、野党議員からの質問に対し、電波法76条(電波法令の規定に反した場合等における無線局の運用停止等)の規定に触れ、

「放送局が政治的な公平性を欠く放送を繰り返し、行政指導しても全く改善されない場合、それに対して

何の対応もしないと約束するわけにいかない」

旨述べました。

② 憲法21条は、言論の自由を保障しているので、報道の自由を侵害する総務大臣の不当な放送免許の取り消しの処分がある場合、原告は、憲法違反として、裁判所に提訴して、司法救済を求めることができます。

③ 緊急事態条項創設の憲法改正が成功した後は、内閣が『報道が緊急事態との関係で、適切でない』と判断する場合は、内閣は、憲法に定められた緊急事態条項に基づき、緊急政令を発動して、内閣が不適切と判断する報道をした放送局の放送免許の取消・停止の処分をすることができます。

④ 緊急事態条項創設の憲法改正が成功した場合、原告が憲法違反として提訴しても、裁判所の司法救済を得ることは、困難です。

2 全OECD加盟国(38か国)中、下記8か国は、

憲法の中に緊急事態条項が無い。

- | | |
|-----------|------------|
| 1 米国 | 5 ニュージーランド |
| 2 英国 | 6 ベルギー |
| 3 カナダ | 7 ノルウェー |
| 4 オーストラリア | 8 日本 |

3 上記8か国は、憲法に緊急事態条項が無いにも拘らず、コロナ禍を克服しました。

(憲法に緊急事態条項が無い)日本は、全OECD加盟国(38か国)の中、2020～2022年の間の**コロナ禍の死者数は、10万人当たり46人で、下から3番目**です。

したがって、日本は、緊急事態条項を創設する憲法改正の必要性がありません。

(日本は、①検疫法、②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律と③新型インフルエンザ等対策特別措置法で、コロナ禍を克服しました。)

4 下記表1(全38OECD加盟各国の緊急事態条項の有無とコロナの死者数)は、国会図書館資料、OECD公表資料に基づいて作成したものです。

国名	*1	*2	*3	国名	*1	*2	*3
ハンガリー	○	○	487	スウェーデン	○	×	214
スロベニア	○	×	419	エストニア	○	○	207
チェコ	○	○	400	ドイツ	○	×	200
ラトビア	○	×	377	コスタリカ	○	○	176
スロバキア	○	○	357	アイルランド	○	×	161
ギリシャ	○	○	336	スイス	○	○	160
リトアニア	○	×	336	ルクセンブルク	○	○	150
イタリア	○	○	325	フィンランド	○	○	150
米国	×	×	325	イスラエル	○	○	136
チリ	○	○	324	デンマーク	○	×	133
ベルギー	×	×	324	オランダ	○	×	131
英国	×	×	313	カナダ	×	×	128
ポーランド	○	×	310	トルコ	○	×	120
コロンビア	○	○	276	オーストラリア	×	×	69
メキシコ	○	×	262	韓国	○	×	62
フランス	○	×	257	アイスランド	○	×	50
ポルトガル	○	○	251	日本	×	×	46
スペイン	○	○	251	ニュージーランド	×	×	45
オーストリア	○	×	244	ノルウェー	×	×	38

表1 *1:緊急事態条項の有(○)無(×) *2:(COVID-19流行時)緊急事態条項発動の有(○)無(×)
*3:人口10万人当りの死者数(人)(2020～22年の間)
出典:「諸外国の憲法における緊急事態条項」(国会図書館調査室(2023))、OECD報告書等

『日本は、感染症の大規模発生(コロナ禍を含む)、地震、津波等の緊急事態に備えて、憲法に緊急事態条項を創設するべきである』とする**改憲推進派の主張**は、上記表1に示すとおり、【日本が、全OECD加盟国(38か国)中、コロナ禍の死者数が人口10万人当たり46人で、**下から3番目**の事実】に矛盾します。

5 韓国大統領が国家非常事態であると判断した場合、韓国大統領は、韓国憲法77条に基づき、戒厳令を発動できます。

2024年12月3日に、**ユン韓国大統領は、戒厳令を発動しました。**国会議員が過半数の賛成で戒厳令解除の決議をすれば、大統領は、戒厳令を解除しなければなりません。

韓国大統領は、軍隊に国会を占拠させて、国会議員の戒厳令解除の決議を阻止しようとしたましたが、**国会議員は逮捕されるリスクを冒して、国会に集結して、戒厳令解除の決議をしました。**

韓国大統領の戒厳令の発動の**顛末(同大統領の逮捕)**に照らし、**【内閣の緊急政令の発動が、内閣の国家独裁体制につながるリスクが全く無い、とは言いつれないこと】**がよく分かります。

6 改憲推進派は、『緊急事態の継続する期間中に、国会議員の任期が延長される』と主張しています。

内閣が緊急事態が継続していると判断する期間は、**選挙が無い**ので、緊急事態期間中は、**内閣が国家権力を支配します。**

7 上記5～6のとおり、内閣の緊急政令の発動が、内閣の独裁体制につながるリスクが全く無いとは言いつれません。

8 上記2～4のとおり、緊急事態条項創設は、その必要性が無いので当該憲法改正に反対です。

9 そもそも、非人口比例選挙(1票の最大格差・3倍)の選挙で当選した2025年参院選当選議員は、憲法前文第1文冒頭の「正当に選挙された国会における代表者」ではないので、当該議員による国会活動(憲法改正の国会発議の投票)は効力を有しません。国会議員を人口比例選挙で選出する法改正が必須です。

10 (i) 2013年7月29日麻生太郎財務大臣(当時)は、東京都内での自民党幹部向けの公開の講演会で、「憲法も、ある日気がついたら、ドイツのこともさっき話しましたがけれども、ワイマール憲法がいつの間にか変わってて、ナチス憲法に変わっていたんですよ。だれも気が付かないで変わったんだ。あの手口学んだらどうかね。」と発言しました(但し、後に撤回)。

(ii) 1933年2月、ナチス内閣は、大統領をして、2つの緊急事態宣言を発令させました。

第1の緊急事態宣言で、言論の自由を停止し、国民は、言論統制の下に置かれました。

第2の緊急事態宣言で、数日のうちに、5000人強(ナチス反対派)を逮捕・拘禁しました。

ナチス内閣は、この2つの緊急事態宣言を使って、ドイツを独裁しました。

11 憲法上、国民は主権者です。国民(主権者)は、地元の国会議員に対し、電話、ファックス、メールなどで、緊急事態条項創設の憲法改正に反対であることを伝えることができます。

(文作成:弁護士 升永英俊)

民主主義選挙の国際標準は人口比例選挙

5つの主要民主主義国(英、独、米、仏、韓)

United Kingdom

Germany

United States

France

South Korea

議院内閣制	大統領制(大統領選挙)
ドイツ連邦…(完全人口比例選挙) 小選挙区比例代表併用制を採用するが、全議席は(比例代表への)第2票の得票数によって決まる。小選挙区はサンラック方式を採用。 英連合王国…(概ね、人口比例選挙) (サンラック方式)格差±5%(1.11倍以下)	フランス…(完全人口比例選挙) 韓国…(完全人口比例選挙) 米連邦…(概ね、人口比例選挙)

一人一票実現国民会議
公式Xアカウント:
@hitori_ippyo #ippyo

サポーターによる応援アカウント
一人一票実現しよう!
http://www.facebook.com/hitori.ippyo

お問い合わせ | ippyo@ippyo.org
合わせ | Fax.03-3780-3221
EmailとFaxのみで受付けております。
連絡先 | 〒150-0031東京都渋谷区桜丘町17-6





あなたの1票の価値が0.何票分かチェックしてみましょう。

<https://www2.ippyo.org/>

このシリーズの意見広告は当法人のウェブサイトでご確認いただけます。

【この意見広告は賛同者のご支援により掲載されました。引き続き、ご支援をお願いいたします。】
振替口座:三井住友銀行 渋谷駅前支店[普通]4301426 / 郵便振替口座番号 00120-5-417561
名義:一人一票実現国民会議 ※クレジットカードでも受け付けております。詳しくはHPをご覧ください。

認定
NPO法人 **一人一票実現国民会議**